

Title	正徳享保時代の社会経済論概説
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1931
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.25, No.9 (1931. 9) ,p.1251(1)- 1316(66)
JaLC DOI	10.14991/001.19310901-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19310901-0001

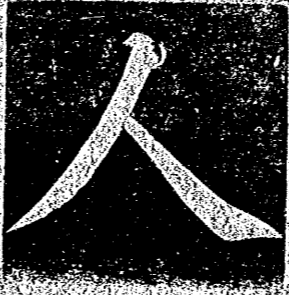
慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

八月號



日本成人教育協會發行



定價 金廿五錢

第六卷 第八號

講 話	時事問題	隨筆	讀 物	漫 錄
○空論を空論視する空論……………板倉 卓造	○稅制整理の解説……………常松 三郎	○鉢多羅……………川上 漸	○獻身的な愛……………茅野 蕭々	○ガリレオと天文学……………宇都宮爽平
○近時の勞農露西亞論……………小泉 信三	○萬寶山事件と在滿鮮農問題……………英 修道		○芭蕉翁の手紙より……………渡邊 英一	○映畫の話……………兼子竹次郎
○社會生活の物質的基礎……………野村兼太郎				○働く人……………西原 和治
○モラトリアムの側面觀……………高城仙次郎				

發賣所 東京市麻布區大岡山書店

三田學會雜誌 第二十五卷 第九號

正徳享保時代の社會經濟論概説

野村兼太郎

こゝに問題とするのは元祿時代直後、即ち正徳から享保にかけて起つた主要なる經濟論を概括するにある。すべて如何なる經濟學說も、それが多少とも社會的
 重要さを有する時は、必ずその當時の社會狀態を背景とする。徳川時代のすべて
 の經濟論がさうである。本來徳川時代に經濟論が盛に發生するやうになつたこ
 とも、その時代の要求に外ならない。天下が泰平となり、武道よりも財政の遺練り

が重要となつて、こゝに經濟論が盛に行はれるやうになつたのである。従つて多くの國の初期の經濟學説がさうであるやうに、大部分が政策論である。さもなければ從來一般に公認されてゐる道德的基準、又は權威者の言葉に依つて、新興經濟現象を批判せんとするものである。しかし經濟論として特に興味あるものは前者であり、社會論として多くの關心を有し得るものは後者である。

元祿末から享保にかけて、徳川時代はその成熟期から頽廢期に移らんとしつゝ、あつたこと云ふことが出来る。五代綱吉の時代は何人も幕府の永久性を疑はなかつたかと思はるゝ時代である。八代吉宗の時代はすでに現れた——と云ふよりも、むしろ顯著になつた幕府の缺陷矛盾を、祖宗の制度に復歸することに依つて、これを救はんとして努力した時代である。そして多くの缺陷矛盾の中、最も根本的なものは經濟現象であつた。これ従つて當時生じた多くの經濟論に特に吾人の關心を有する所以である。

さらに吾人が當時の經濟論に興味を有する他の一つの事實がある。それは經濟論をなした當時の學者の多くが多少とも幕府の當路者と關係あることであつ

た。初期經濟論の多くは事實と議論との關係が、この時代ほど密接でなく、かつ中央政府と直接の關係がなかつた。熊澤蕃山は備前の政事に關係あつたに止まる。山鹿素行は一浪士であつた。然るに今問題としてゐる時代の代表的經濟論者、新井白石、荻生徂徠、室鳩巢、太宰春臺等、程度の差はあるが、多少とも中央政府に關係がある。殊に白石の如きは六代家宣の謀臣であつた。従つてその議論と實際との關係の密接な點に於いて徳川初期の比ではない。(一)

今直ちに本論に入るに先立つて、少しく當時の學界の分野を明かにすることは必ずしも無用の業ではないであらう。勿論幕府の官學は朱子學であり、林大學頭信篤、即ち鳳岡がその代表者であつた。しかし御用學派として論壇にあまり重きをなさなかつたばかりでなく、殆ど時の政治經濟について論じなかつた。當時學界に勢力あつたのは京都に於いては堀河學派、即ち伊藤仁齋とその子の東涯であり、江戸に於いては護國學派、即ち荻生徂徠の一派である。何れも復古學派に屬してゐたが、兩者の意見は必ずしも一致してゐない。(二) 殊に徂徠一派の勢力は甚だ大であつた。その門下には山縣周南、服部南郭、太宰春臺(三)等の多くの俊秀があ

つた。これに對し朱子學派の一派、木下順庵の一門も又一つの勢力と見ることが出来よう。即ち新井白石、室鳩巢、雨森芳洲等がその出身である。

これ等の諸勢力中、特に中央政府と關係があつたのは前述の白石と徂徠とである。徂徠は綱吉時代の寵臣、柳澤吉保の家臣であつた。柳澤全盛時代には恐らくその政事上の顧問であつたらう。然るに六代家宣に依つて白石が登用された。家宣、家繼の二代は白石がその政事上の顧問であり、幕府御用の林鳳岡をして、同じ朱子學派であるにも拘らず、相敵視せしむるほどの勢力を有してゐた。然るに八代吉宗に至り、白石は自ら閉居し、之に反して徂徠は再び登用され、白石同門の鳩巢をして屢々彼に對する嫉視及び批難の言を吐かしむるに至つた。(四) 従つてこゝに實際上の意見についても、朱子學派の白石と復古學派の徂徠とは相反する事實を屢々發見することが出来る。それ等については後に述べるが、その意見の相違が、純學說上の見解の相違よりも、上述の黨派的反感により多く基礎を置くものと考えられる。これこゝに敢て當時の學界の分野を一顧した理由である。

(註一) 徳川初期の社會經濟論に關しては、拙稿「徳川初期社會經濟論の社會史的意義」

(「思想」本年六月號)を参照されたい。

(註二) 「護國隨筆」第二卷、次註(參照)。

(註三) 春臺は徂徠の門下ではあるが、又徂徠に對して悉く服してはゐなかつたやうである。春臺の仁齋徂徠比較評は兩者を知る上に甚だ興味多い。即ちその著「紫芝園漫筆」に曰く、「伊仁齋、豪傑之士。所謂不待文王而作者也。物先生(徂徠)亦豪傑之士也。然後伊氏而出。故其學雖不本伊氏、而不離伊氏、爲嚆矢也。」仁齋有不可及者三焉。學不由師傳二也。不仕二也。有子東涯三也。物先生不有レ二於此。(以上二項卷之四)。「徂徠先生謂仁齋先生好奇。自余觀之、徂徠之好奇、甚於仁齋。古人所謂尤而效之者、夫子有焉。」(卷之九)。

(註四) 「六論衍義」の點をつくることを徂徠に命ぜられん、とする際に、鳩巢が加賀の友人青地兼山に與へた書面に、徂徠を次ぎの如く紹介してゐる。「惣右衛門事：只今甲斐守殿(柳澤)へ其儘仕へ候て罷在候、金銀書籍共に富有の者にて候、當地にて第一の博學と最負の人には申候、其身も殊の外自負致し、罷在候、只今五十餘の者に御座候、此度六論衍義の點被仰付候事も、彼が門下にては規模に申さ見へ申候、先頃六論衍義本書も板に被成度物に御座候、御聞被成候へば中に俗語どもまじり合點難仕由に候、唐の俗語よく存知申者をば承及不申候哉と有馬殿被申候、私申候は、……岡島援之と申者長崎に久しく罷在候、唐人と出合俗語も熟し申由承申旨申候、援之は是も甲斐守殿扶持人にて、荻生惣右衛門より

才子に御座候、其故惣右衛門も、授之に唐音なき承申候由に、御座候、さやうの儀にて六諭衍義の點惣右衛門に被仰付たる物も奉存候、深見新右衛門父子なきへ被仰付可然物に候へども、新右衛門父子には外に天清會典と申大部の書の和らぎを被仰付候、……中々難讀物にて候云々、(兼山秘策第五册)

二

徳川幕府は一方所謂米遣ひの經濟に立ち、他方貨幣經濟の發達を促がしつゝあつたことは當然の結果として、財政の困難を生ぜしめた。財政の困難はすでに早く三代家光の時代に萌芽を現はし、元祿の初期に於いてはこの財政難緩和の一策として貨幣の改鑄が行はれた。(五)従つて財政に關する議論はすでに初期の學者の議論するところであつた。(六)元祿以降の諸學者の學說も、財政論に關しては、初期の學者と著しく異なるところはない。初期と同じく、禮記の王制にある「量入以爲出」と古者三年耕必有二年之蓄ことの二原則が何處までも承認されてゐた。一二例を擧ぐれば、「量入以爲出ト云ヘル一句、是生計ノ要文也、千言萬語此一句ニ約マル、庶人ハ士大夫ヨリモ生産ニ賢キ者ナレバ、茲ニ論ゼズ、且諸侯ノ生計ヲ云フニ、量入トハ、一歳ノ内、知行ヨリ收マル所ヲ入トイフ、一歳ニ知行所ヨリ收ル處、米穀以

下山海ノ諸運上マデヲ數ヘテ、幾程納ルゾト云フコトヲ、總勘定ヲナスヲ量入トイフ、出ストハ、出シテ使フ也、凡人ノ心ニ願ヒ望ムコトモ、耽リ樂ムコトモ、限ナキ者ナレバ、米穀貨財ヲ出シテ費シ用ルコトハ、幾程使テモ、是ニテ満足シツト思フコトハナキ者也、然レバ身ノ分限ニ應ジテ、能程ヲ量ルベキコト勿論也、サレドモ能程トイフモ、其位見エ難シ、口入ヲ量リテ出スコトヲナストイフ、是第一ノ用心也」と太宰春臺の云へるが如きは、その代表的なものである。この思想はなほ後期まで續いてゐる。大學の「生財有大道、生之者衆、食之者寡、爲之者疾、用之者舒、則財恒足矣」と云ふ原則と同様に、結局節儉論となり、分限論となる。故に今この問題について多く述ぶる必要を見ない。それよりもむしろ實際の財政難を緩和せんとして行なつた貨幣改鑄の方が問題である。

元祿の貨幣改鑄は初期の經濟論者の考へ及ばなかつた新しい經濟問題を惹起するに至つた。殊に貨幣論を發生せしめた。しかし當時の論者は勿論貨幣理論を實際問題と切離して純理論として考察したのではなく、どこまでも財政救済もしくは武士階級救済策として議論をしてゐるのである。(八)そこに當時の理論の

興味が存する。今直ちに學者の議論を紹介する前に、元祿改鑄並びにその以後の次第を略記して置かう。

(註五)「慶長金、元祿年中マデ通用有レ之、所々段々金減ジテ國用乏シキユエ、元祿八乙亥年、百十四代東山院御宇、新ニ金ヲ吹セラル、此金雜セ物有レ之、位アシキ故ニ僞作モ仕易ク、因テ僞作ノ罪人モ多ク出来、士民流布ナレザル故、皆欺ヲウケ罪人磔刑ヲ被レリ、右元祿金ハ萩原近江守殿工夫ト云傳フ、……コレニヨリテ金銀ノ位ヲ引下ゲ、銀錫ヲ雜ヘ増鑄シ、天下ニ通行セバ金銀萬倍シ、財用豊カニシテ貴賤ノ便利ナルベシトノ考ヘナラン」(三貨圖彙卷十)

(註六) 前掲拙稿參照。

(註七) 「經濟錄」卷五。

(註八) 例へば後期のころではあるが、通常グレッツシャムの法則の發見者云はるゝ三浦梅園の如きはその好適例である。「近年錢ハ鐵トナリ銀ハ鈔トナル程物價騰躍スル者、廻環錢ト同意ニテ衡傾キシ故ナルベシ、モシソノ柄ヲ正サズシテ其低昂ニ從ントナラバ、金銀愈多クシテ、富家ハ則愈金ヲ積ミ、貧家ハ則愈債ヲ重ネン、惡幣盛ンニ世ニ行ハルレバ、精金皆隠ル、夫富家大ナル者ハ巨萬ヲ儲ヘ、小ナル者ハ數金ヲ儲ヘ、云々」云へるが如く、本來は富家に富の蓄積する理由を述べんよしたもので、それは借財者が富家に金を貢ひ込むからである。「債家何故ニコレヲ敵ルゾナレバ、歳計ノ常ニ足ラザルヨリ成ル、歳計ノ足ラ

ザルハ奢侈賄賂昔ニ倍シテ制度未立ズ、節儉ノ道行ハレザレバナリ」(價原註)。即ち要するに財政難の理由を説明するに際し、當時實際に惡貨が流通し良貨がなくなつた事實を述べたに過ぎない。これを法則として指摘したのではない。殊にこの一句を前後の句に照應して見る時、何等の關聯なく、突如として現れてゐる點から、又全體の文章上から、著者がこの句を重要視してゐないことは明かである。この種のグレッツシャム法則ならば、敢て梅園を待つまでもなく、當時に多く發見することが出来る。私は片言隻句を捕へて論ずることとは、徳川時代の經濟論の本旨を誤るものであると思ふ。

三

元祿八年財政の窮乏を救ふ一手段として貨幣の改鑄を行なつた。白石の云ふところに從へば、元祿八年の九月より、金銀の製を改造らる。これよりこのかた、歲々に收められし所の公利、總計金凡五百萬兩である云ふ。しかしこの利益金も、幾何もなく消盡してしまつた。「おなじき十六年の冬、大地震によりて、傾き壞れし所々を修繕せらるゝにいたりて、彼歲々に收められし公利も忽につきぬ。その、ち、また國財たらざる事、もとの如くなりぬ」(九)

一度惡貨改鑄に依つて利益を得た幕府はさらに惡貨の鑄造に依つて財政の破

綻を免れやうとした。しかし他方その以前に金銀錢の三貨の流通は均衡を失ひ、甚しき不便を生じた。「此度の元祿金銀出で、天下金銀倍シ、融通自由ナルベキニ、世間古金銀ヲ隠シ貯へ、出サザルニヨリ、却テ又金銀不融通ニナリ、市民苦シム、別テ古金ハ良金ニテ、其上隠シ貯フニ便利ナル故、彌々以テ世間古金無レ數ニヨリ、市民專ラ銀錢ヲ日用ニ取扱フ故、於レ爰銀錢世間ニ拂底ニナリ、彌々民苦シム」。(一〇)かくして銀と錢との拂底となつた。そこで元祿十四年十二月に金銀流通の論議を發した。(一一)しかし何等の効果をも舉げ得なかつた。「依レ之金銀ノ出入公訴ノ分御裁許無レ之、徳政ヲ行ヒ玉ハ、自然ト士民モ手廣ク、金銀融通モ宜シカルベキト御沙汰有レ之ヨリ、又士民貸借ノ道塞ギ、諸色高直ニ相ナル、時勢ノナス所ニシテ、如何トモナシガタシ」。(一二)そこで幕府は又寶永二年に銀貨を鑄造した。この寶永銀も又惡貨であつた。

春臺はこの間の事情を評して次ぎの如く云ふ。「此新金(元祿金)既ニ純金ニ非ズシテ、僞ヤスキニ因テ、僞造ノ罪人多出來テ磔刑ヲ被レリ、民間ニモ此幣ノ純金ニ非ルヲ賤ミテ、稍々百貨ノ價ヲ増ス、金ノ直ハ故金ニ減ズルコトナケレドモ、貨物ノ價貴クナリタレバ、則是金ノ直ノ減シタル也、且僞造ノ金多ク民間ニ流布シテ、不識者ハ皆欺ヲ受タリ、文廟(家宣)此事ヲ深ク憂玉ヒ、登極ノ初ヨリ、金幣ヲ故ニ復サンコトヲ思惟セサセ玉フ、かくして鑄造されたのが乾字金である。「然レドモ元祿金ニハ、銀銅鉛錫ヲ雜ヘテ金ト等分ナル故ニ、是ヲ銷シテ慶長ノ故金ノ如ク、純金ニナサントスレバ、天下ノ金幣ノ數其半ヲ減ズベキコトヲ慮リ玉ヒ、故ニ復スマデノ内、姑ク小金幣ヲ造ラシメ玉ヘリ、元祿ノ小板金、並ニ一步金ヲ鑄シテ、其中ノ雜物ヲ去テ、純金ヲ以テ新幣ヲ造ル、其形薄ク小クシテ、其重サ故幣ノ半也」(一三)これが貨幣改良の發端であつた。

しかし幕府の財政困難は容易に貨幣復古を行ふことが出来なかつた。現に寶永銀よりさらに劣悪なる三ッ寶銀、四ッ寶銀の鑄造さへ敢てなしたのであつた。かくして正徳四年の金銀改鑄となるのである。後に述ぶる白石の貨幣論は前述の元祿銀の弊害大なる時に生じた議論である。正徳の改革は如何なるものであつたか。要する慶長の古制に復すると云ふにある。他の金貨との法定引替は次ぎの如くであつた。

「慶長金百兩ニ

新金百兩

元祿金百兩ニ

新金五十兩外ニ歩金ト號シテ、新金一兩一歩ヲ加フ

乾字金百兩ニ

新金五十兩右同斷

元祿金百兩ニ

乾金百兩外ニ歩金ト號シテ、金二兩二歩ヲ加フ

新金百兩ニ

元祿金二百兩

同百兩ニ

乾金二百兩(二四)

銀貨の通用割合は次ぎの如くであつた。

「慶長銀一貫目ニ 永中三ツ寶四ツ寶銀ハ各二貫目ヅツ、

新銀一貫目ニ 右同斷、

元祿銀一貫目ニ 永中三ツ寶四ツ寶銀ハ各一貫六百目ヅツ、

寶の字銀一貫目ニ 永中三ツ寶四ツ寶銀ハ各一貫三百目ヅツ、

慶新兩銀一貫目ニ 元祿銀一貫二百五十目、

同 一貫目ニ 寶ノ字銀一貫五百三十八匁四分四厘(二五)

元來金銀錢三種三様に流通する徳川氏の貨幣制度は、それ自體がすでに複雑なものであつた。況んや今善惡大小様々の貨幣が流通するに至つて世間の困惑は

甚だ容易に想像し得られる。今金銀貨流通の状態について見るも、正徳の改貨が社會に如何なる影響を生じたかを知ることが出來よう。

「正徳四年ニ鑄ラル、新銀ハ、全ク慶長ノ古銀ト甲乙無之皆良銀ナリ、然レドモ慶長銀ハ年數ヲ經テ、自然ト極印磨滅シ、或ハ良銀トイヘドモ、火ニ入り極印磨滅セシ類多ク、依レ之銀多品ノ上ニ、良銀サヘ美惡ヲ撰嫌ヒ、又ハ其爭ヒアリ、金小判慶長新金元祿乾金モ多ク、是レ又割合通用有レ之テ、其不便利知ルベシ、寶永三戌年ヨリ四品ノ銀増鑄アリテ金銀取遣、代銀右四品ノ内永中三ツ寶ヲ以テ、其頃通用銀ト稱シ、諸物賣買有レ之、然レドモ右通用銀ハ位アシク市民服セズ、正徳ニ新銀出テヨリ、此新銀ト慶長銀ヲ以テ、又諸物交易ス、依テ新古銀相場兩道ニ成リ彌紛ラハシ、……右通用銀市民服セズシテ之ヲ嫌フニヨリ、自然ト通用銀融通滯リ、市民迷惑ニ及ブ、於茲享保七寅年、五品ノ永中元祿寶永銀皆々通用停止セララル、依レ之右五品ノ銀、連々引替ルトイヘドモ、前々ヨリ關西ノ國々ハ、皆銀ヲ以テ諸物交易ス、然ルニ新銀ノ出來方無數、九州四國、西國筋迄、新銀行届キ流布スルコト不レ輒、之ニ依テ享保十九寅年迄ニ、右五品ノ銀悉ク皆新銀トノ引替不出來、又交易差支ユルコト共有レ之、引替延引ト云フコトナク、

大概文銀鑄ラル、頃マデ前文ノ割合遣ヒ有シ也(二六)

かく改貨を實行したにも拘らず、享保年間を通じ金銀錢の相場の變動、又從つて物價騰貴すること甚しく、上下共に苦しんだ。從つて金錢に關する出入多く、訴訟の頻出するを見た。殊に物價は米價の低落せる年も、依然として昂騰する傾向さへあつた。享保九年、享保十一年、物價騰貴を禁ずる法令をさへ出したほどであつた。即ち近年穀價いやしければ、諸物の價もいやしくすべき旨。享保九年令せられしにより、端正並に酒紙薪炭其他も少しく價いやしくせし品もあれど。小賣の價は前々にかはらず。今(享保十一年十二月)より後は間屋並に小賣迄もあたひを卑くすべし。かつ錢價も近き頃は故なく騰貴し。毎年五節前並に七、十二の兩月に至り。通用多きときはことさらにたつとくするよし聞ゆれば。下吏をめぐらして査檢せしむべし。向後物價はいふ迄もなし。錢價騰貴せば査檢の上曲事たるべし。尤諸色製造の者も元價をいやしくせずんば商人等訴へ出べし。すてをかば曲事たるべしとなり。(一七) 勿論かくの如き法令が實際にどれだけ效果があつたかは疑問である。

(註九)

新井白石「折たく柴の記」中巻。

(註一〇)

草間直方「三貨圖彙」卷十。

(註一一)

大坂にての申渡は特に委曲をつくしてゐると思はれる。即ち、大坂者天下之津にて町人金銀所持之者多く有之様に、於江戸御沙汰有之候、其上上方筋は、諸色賣買、銀遣ひに致候得ば、銀子多可有之管之處、金銀兩替可致申候へば、銀子は無之など申段、不届千萬に思召候、畢竟銀子を買置申様に思召候、或は藥種など買置致し候と御吟味被成候へば、其品早速分明に相知候、銀子たくはへ置、又は買置など申も、金持と申と相紛れ申譯有之故、只今迄は御用捨も被成候、最前銀子たくはへ置候歟、又は買置候は、急度曲事と被仰出候間、向後銀持と申斷者御いはせ被成間敷候、御手あて被成御吟味の上、不届者有之候は、急度曲事に可仰付候、毎度金銀通用の儀被仰渡候得共、町人用ひ不申候、御定法の通り向後用ひさせ被成候間、此旨急度相心得可申候、當地の町人内證にては、狼なる賣買致候間、當所御奉行所よりの被仰付もぬる候様に、於江戸御沙汰有之故、御兩殿様共御難儀被遊候、總年寄共、町々末々申付もぬる候様に被思召、不届けに候とて、殊之外御機嫌悪しく候、隨分急度申付候様に被仰渡候、近々町中へ御目付御出し被成、急度御吟味可被成候、若し相背候者有之候は、總年寄迄、急度可被仰付由、御意被成候事。

(註一二)「三貨圖彙」卷十。

(註一三) 太宰春臺「經濟錄」卷五。

(註一四) 「三貨圖彙」卷十二。

(註一五) 同上、卷十八。

(註一六) 同上。

(註一七) 「有徳院殿御實紀」卷二十三。

四

以上の如き經濟狀態から當然こゝに貨幣に關する議論の多く發生したことは云ふまでもない。又それに附隨して物價論殊に米價錢價の議論を發見し得る。米も錢も徳川時代に於いては一種の貨幣であつた。しかし金銀に比すると一種特別の地位にあつた。この點を理解して置くことは、當時の經濟論を正當に知る上に必要なことである。先づ第一の米について簡単に述べて置かう。

米が日本人の主食物であり、その價格の一昂一低は多數農民を始め、一般民にも甚大の影響あることは、今日と雖も何等變るところないが、徳川時代にあつては、幕府を始め、諸侯の財政並びに武士の所得に多大なる關係を有してゐた。換言すれば、當時の支配階級の所得は米價の變動に依つて甚しく左右された。このことは

徳川時代を通じて、多くの學者に依つて唱へられた農本論の實際的根據であり、又彼等をして、常平倉、社倉、その他の米價調節策を特に力説せしめた理由であつた。(一八) 徳川時代に於いて米は支配階級の所得評價の基礎であつた。故に米價の高下が特に問題とされるのは當然である。予謂凶年飢歲。穀價翔貴。民無所得食。穀貴之傷民。古今恒然。穀賤之傷農。何也。工商之家。通功易事。以給口食。故不厭穀賤。農家所出。唯粟米耳。除口食外。交易轉賣。以給百需。故穀甚豐賤。折閱告窮。故傷於穀貴者。小民也。傷於穀賤者。大農也。今仕官之家。亦傷穀賤。(一九) あるひは、米價貴ケレバ士人悦ビ、米價賤ケレバ士人困ム(二〇)と云ふのもこれがためである。そして結局農本主義に赴かんとするものも亦當然と云ふべきである。

第二に錢價の問題である。元來徳川幕府の貨幣制度は金銀錢の三貨混用である。白石の指摘するが如く、その使用に際し、何等かの便利があつたことは事實であらう。「金銀錢を用ひ候法は金は元より其品たつとく候によりて其形の大小を以て用ひ候物に候(たこへば小粒四つにて小判一兩につりあひ)錢はもとより其品賤

く候によりてたゞ其數の多少を以て用ひ候物に候(古錢新錢等をもえらばず大小輕以て通)銀は金と錢との間にはさまりて其品もとより賤からずまた甚だたつとやらず其形の大小にも其數の多少にも相拘らずたゞ其重さの輕重を以て用ひ候物に候(金と錢とは度々に秤にかけ候て用ひ候物にはあらず候銀に限りては)これ即ち金銀錢其品をのづから相わかれたち候て其用ひ候所も各々同じからざる所に候(二二)即ち金銀は地金の價値を以つて定められるが、錢貨はその大小輕重を問はず、數に依つて計算された。(二三)従つて錢の拂底は常に錢價を昂騰せしめた。殊に一斑の流通には多く錢が使用されてゐたから、春臺の指摘するが如く、武士階級の不利益となつた。

「金一步ノ内ニテ物ヲ買フニハ、錢ヲ以テ直トスル故ニ、幾百文、幾十文トイフヲ以テ其價ヲ議ス、價ノ大抵定マレル物ハ、イツモ百文、イツモ十文ニテ賣買スル故ニ、錢貴キ時ハ、賣ル者ニ益アリ、買フ者ニ損アリ、錢賤キ時ハ、賣ル者ニ損アリ、買フ者ニ益アリ、凡物ヲ賣ルハ商賈也、物ヲ買フハ士人也、貧賤ナル士人ハ、金ヲ以テ物ヲ買フコトハ稀ナリ、金ヲ以テ錢ヲ買フ、然ルニ錢ニテ賣リ買フ物ハ、錢ノ賤キ時モ、貴キ時モ、

百錢ニ賣ル物ハ、イツモ百錢ナル故ニ、錢貴ケレバ、士人甚不利也(二三)従つて又錢價に關する議論が多く見られたのであらう。

(註一八) 米價調節に關しては、本庄榮治郎氏の「徳川幕府の米價調節」を見よ。

(註一九) 伊藤東涯「東涯漫筆」卷之下。

(註二〇) 「經濟錄」卷五。

(註二一) 「白石建議七、改貨後議」

(註二二) 勿論金銀錢の法定比價が示すが如く、三貨とも大體その地金の價値を標準として、交換の割合を定めたのであらうが、事實上錢は金銀の如く嚴密に品質を檢することなく、大體枚數に依つて交易したものと見做してもよからう。

(註二三) 「經濟錄」卷五。春臺のこの議論は金遣ひより銀遣ひの利益の一つの證據としたものである。即ち續いて「西國ニテハ、百貨ヲ賣買スルニ皆銀ヲ用ル故ニ、五釐ヨリ以上ハ、必ず銀ヲ以テ價ヲ議ス、……錢ナレバ銀一錢ニ錢四十文許ヨリ、八十文許迄時價ノ貴賤ニ從テ、銀ニアテ用ル也、銀五釐ニ上ラザル程ノ物ヲ、錢一文ヨリ三四文迄ニテ賣買スルハ、錢ハ貴賤ニ因テ利害アレ共、微細ノコト也、五釐一分ヨリ以上ハ、銀ヲモツテ價ヲ定テ、錢ヲバ銀ニ當ル程出ス故ニ、錢賤シケレバ、銀一錢ニ錢八十文モ出シ、錢貴ケレバ、銀一錢ニ錢四十

文モ田メ也、如何ナル故ニ、錢ノ價貴クテモ、賤クテモ、士民ニ少モ利害ナシ。しかし錢が高ければ銀遣ひも亦微細ながら不利であることは免れないであらう。

五

上述の理由から錢價と米價との問題は重要しされたのであつたが、それについて殊に次ぎの三つの問題が論究されてゐる。第一は米價の高下はその年の豊凶に基くものであるが、これを平準するには如何なる方法を以つてすべきか。第二は米價の低落せるにも拘らず、一般の物價の下落せざる理由如何。第三に錢價昂騰の理由についてある。

第一の問題に對する諸家の解答は常平倉設置以上に出ない。「穀價之變。甚貴甚賤。皆能致害。所以平糶常平。爲可貴也。」(二四)「聖賢仕置に常平法と云ふことあり、是は米穀の平均の直段也、天下は云ふに不及、一國ノも海邊は出船入津心の儘成る尙以成ること也、譬へば一石に付六十目なれば國中の爲宜し、上下押なべて平均と定て、豊年には米段々下る時は、公儀より所の米を段々買込故次第に上る、六十目になるまで買込む、又凶年にて米少く段々上る時は、此米を出して段々に賣出す故、あつらへの直段に下る、一分ノをさざみて直段公儀の心儘なり、差當り公儀の損の様に見ゆれど、易き米を買込高き時分賣出す故、雙方のもめ合にて損はゆかぬこと也」(二五)の類である。

然るにこの種の議論に附隨して不正商人の行爲が往々にして論ぜられてゐる。例へば「米買共身上百倍の米も買込、直段をいごみ合、大博奕よりはるか上なる強欲を働き、虚説變事を云はやらし、一日の内も直段を高下し、さまざまもみ立る故、諸式米につるゝ直段なれば、彼につき是につき米の直段は第一仕置の要にて、あまり易くても高くても人の迷惑は同然の物なり、これ相場が下、即ち商人の權にあるからである」と云ふ(二六)この商人に對する感情は物價について常に當時の支配階級の有してゐたところである。例へば第二の米價低落にも拘らず、物價の下落せざる理由も全く商人の行動に歸してゐるが如きである。この問題に對する識者の解答の典型的なものを一二示さう。

陶山鈍翁は曰く。「米穀の直段の賤き時には、諸品の直段も賤しくならずして叶

はぬ事なり。然れ共其の賤くなるは、諸職人諸商人一同の心より起れることにてはなく、譬へば一種の物を賣買する商人百人なるに、百人の中、九十人は、米穀の直段の賤しき年にて、手前より賣出す物を以前米穀貴き時の直段にして賣出さんと思へども、百人の中の拾人の心に、米穀の賤しき時にも、手前より賣出すは、農人の爲めに宜しかるまじきのみならず、祿を受けて食糧の餘計を賣出せる仕者の爲めにも、仕者に祿を與へて、其餘計を賣り出せる諸侯の爲めにも宜しかるまじきと思ひ、實義の心を以て賣り出し物の直段を賤くするならば、諸人皆彼の賤く賣る拾人の方より買ひ取るにて有るべき故、貴く賣らんと思ふ九拾人も、止む事を得ず直段を賤くすべし。然るに賤くならないのは、下の心も總て上に倣ひ、自己の利を專一として、他人の損を何とも思はざる風俗になつたからである。(二七) 下るべき物價の下らざるは利己心に依るとなし、下るべき物價を下げるのは實義の心に基くとなし。自由放任の學説とは反對である。但し鈍翁の云ふ下るべき物價と云ふのは、その物の需要供給を少しも顧慮してゐないのである。

鈍翁の風俗説よりも、さらに一步を進めたものは室鳩巢の説である。「米價は年

により高下有之候得共、物價は段々上り申計りにて下り申儀は難く御座候、凡諸物の内絹布材木炭薪酒油是等は別て急用の物にて、大分の利潤有之候、其に付京大坂等の富商その金元を仕候故、其下に付候問屋共天下の諸物を自由に廻し、互に申合候て時の相場を定申候、向後たとひ米價段々下直に罷成候共、物價は自由に下り申間敷と奉存候(三八)こゝに又商人天下の財を獨占することに對する批難を發見する。「絹布等を初め其出申本を御吟味有之、其上運送等の入用をかけ公儀より時々相場を被相定、下にて自由に其價をあげさげ不仕候様に罷成間敷儀に候哉(二九)所謂財用の權が下に移つたことが最大なる缺陷であるとする。これを上に戻すことが必要であると云ふ。なほこの點については後節に悉しく論ずることとする。

最後に錢價騰貴の原因について述べよう。錢價の騰貴はつゞむれば二つの異なつた理由に歸することが出来る。一つは金銀の品質低下であり、他の一つは錢そのもの不足である。

前者の例は「夫れ世上の人々錢高直成といへど、更に高直にあらず、其故は前慶長

金の時を覺へて考へ見るに、過し庚申(延寶八年)の年頃迄、金壹歩に五貫貳三百文なりしに、段々夫れより上りて四貫八九百文に成りし、其後金銀吹替られて、初め元の字の内は、さして過分の違もなし、四貫六百文位なりしが、後の乾金に至て俄に上り立つて、乾金の兩に貳貫貳三百文の相場とは成りしぞかし、此時世上の人、乾金は一兩はいつも一兩なりと思しゆへ、錢高直成るに俄に驚けるは、此事誤り、是錢の上りたるにあらず、金の兩目半分に成るがゆへなり。(三〇)

しかし一般にこの品位説は多く發見されない。むしろ徂徠、春臺等の主張する數量説、即ち銅の數量の減少に基くと主張する者の方が多いやうである。今最もその議論の整へる徂徠の説を例とすれば、次ぎの如くである。

徂徠は銅の減少を相對的減少と絶對的減少とに分けてゐる。即ち、錢ノ員數少クナラズトモ、元祿以後取分テ商人田舎ノ末々、山ノ奥迄モ行渡ニ依テ、金銀錢ドモ田舎ニ多ク成行タル也、金銀ハ旅ニ自由ニ持ル、故遠方ヨリモ早ク歸コト成ドモ、錢ハ重キ物ニテ旅ニ所持スルニ不便利ナル上ニ、田舎迄モ、商人行渡テ、田舎ノ者ドモ今ハ物ヲ買コトヲ知タレバ、不斷ノ小用ハ錢ニテ足スコト成故、錢ハ皆其所々ヨ

リ御城下ヘハ歸兼ルコト也、依レ之錢ノ員數減少セズトモ、商人ノ廣ク行渡ル程、錢引張足ラヌ道理ニテ不足スル事也、これ錢の相對的減少の理由である。絶對的減少の理由として徂徠は幾つか擧げてゐる。曰く、先年松平伊豆守が大佛を鑄潰して錢としたのを、後生願ノ者共勿体無事也トテ、佛像や鐘にしてしまつたこと。曰く、湯殿山や淺間山に投入する錢。曰く、六道錢とて死者と共に埋むる錢。曰く、外國に輸出する銅。曰く、三、四十年來多くなつて來た佛像、小寺小院の鐘の作成に費さる、銅等を擧げてゐる。(三一) 春臺はその外に、火災に際しての燒失、生産額の減少をも擧げてゐる。(三二)

何れにもせよ銅の減少、從つて銅錢の不足は事實であつた。從つてこれが鑄造も行はれたが、銅の價が高いから、新錢を鑄るにも費用が多く、これが救濟策として名案もなかつたやうである。幕府は銅山や銅賣買に關し、嚴しい取締を出してゐるが、(三三) 識者の間には錢の浪費を禁止する消極的方法に過ぎなかつた。(三四) 錢に代るに紙幣を以つてすることも、考へなかつたわけではないだらうが、凡國家ニ用度乏クナレバ、興利ノ臣種々ノ惡説ヲ言上スルハ、定レルコト也、其中ニモ鈔(紙幣)

ヲ造ルコトハ、甚シキ惡政也、防ガズンバアルベカラズ(三五)と云ふ思想は、恐らく當時の識者間の大部分を占めてゐたと見られよう。

(註二四)「東涯漫筆」卷之下。

(註二五) 大月履齋、燕居偶筆卷之下。

(註二六) 同上。

(註二七) 陶山鈍翁、常平問答。

(註二八) 室鳩巢、獻可錄卷之中。

(註二九) 同上。

(註三〇) 田中丘隅、民間省要下篇卷之三。丘隅は錢の高いことこの利益を述べて、次ぎの如く云ふ。「鐵の高直成こと、世上の人の爲半ばあしくさいへど、又商人なきの爲に一段是より宜しきはなし、皆其日過のほていふり、日雇まり、駕籠かきの類、近年果報の高直なるに(物價の意)見事乞食不成過行ことは、一つは錢の高直成によつてなり、縦ば米數金壹分に九升して、隨分高しさいへど、錢又壹分に六百文の内なれば、米は百文に一升五合餘も成て、昔の饑饉にくらべて高直にもなし、百文の錢はいつも同じ位にて、是を得るは常の如し、下々の息つく事錢の高直によればなり、一得一失又如斯。」

(註三一) 荻生徂徠、政談卷之二。

(註三二) 「海内ノ山ニ銅ヲ産スル處モ多クレドモ、有司ノ者人工ノ費ヲ憚テ、深ク闕ラザル故ニ、銅ノ出ルコト少シ」(經濟錄卷五)。

(註三三) 正徳四年十二月の法令を一例として擧げて置く。

「一、此間追日錢之相場を高直に仕候由相聞候、先頃も相觸候ごこく(同年七月)何事に限らず故なくして高直に仕るべからざる事に候處、其故も無之、錢之相庭を押し候事不届之至りに候、錢之相場、高直に仕らずして、不叶事に於而者、月番の番所へ申出、差圖を可請事。

一、切賃之事、古來より例も無之候程、高直に仕候、如何様之子細に候か、急度切賃押下、狠に高直に不可仕事。

一、錢買候者有之時は、錢無之由を申候而、次第に相庭を上候由相聞候、然も買置仕候事も相見候、もし買置しめ賣に仕候者於在之者、何者に限らず、其當人之事は勿論に候、其所之名主、五人組等迄も、急度曲事に可申付候事
右之條々町中之者共、よるしく相心得、違犯之者有之候者、早速可申出候、後日にあらはれ候者、其罪科も本人と同じかるべき者也」

(註三四) 「世間ニ有ル無用ノ銅器ヲ鑄潰シ、錢ニ鑄立バ何程モ出來シ云々」(政談卷二)。

「國家宜シク制禁ヲ立テ、錢ノ多ク銷亡セザル様ニ有ベキ者也、異國ニテモ罪ニ錢ヲ埋ミ、神ヲ祭ルニ錢ヲ焚キ、水神ヲ祭ルニ錢ヲ水ニ沈ムル類ノコト有

シヲ、後世ニハ錢ノ形ヲ紙ニ印シテ、紙錢ト名ツケテ用ルナリ」(「經濟錄」卷五)

(註三五)「經濟錄」卷五

六

この時代の經濟論の中で、最も實際生活と密接な關係あつた問題は、以前に指摘した貨幣改鑄の問題である。吾人は再び最初に掲げた問題に歸つて、當時の學者の所論を検討しようと思ふ。

當時の殆どすべての論者が貨幣改鑄に對しては反對の意見を有してゐたと云つてよい。その代表的な學者は實際上の改革の動機をなした新井白石であることは云ふまでもない。しかし貨幣改鑄に賛成はしないが、それが物價との關係について、全然白石等と意見を異にせる有力なる學者は、荻生徂徠であつた。今先づ白石の議論を簡單に述べ、然る後徂徠について檢するのが便利である。

貨幣改鑄を否とする主要なる一般の理由は物價の騰貴にある。「元祿中金銀の品改り候て萬物の價増し加り候事は金銀通用の法は昔の如くに金壹兩を以て銀六十匁に當られ候へ共世の人金を賤しみ銀を貴び候事によりて其通じ用ひ候所

は壹兩の金わづかに銀五十四匁に當り候を以て……たとへば其價の銀六十匁の物の代として金壹兩を請取候てはたち所に五六匁の損失に及び候を以て其價を増して六十五六匁に賣出さざる事を得ず候ひき」(三六) 數種の貨幣が流通するに際し、物價は惡貨を標準として定められるから、一般に昂騰せざるを得ない。しかし白石に云はすればそれは末である。それより根本的なことは金銀の數量の増加である。「當時天下の財用通じ行はれ難く候て萬物の價高くなり來り候事天下の商賈其言を金銀の品下り候に假り候て其利を競争ひ候により候へども眞實は世に通じ行はれ候、金銀の數そのむかじよりは倍々し候て多くなり候故にて候然れども凡そ天地の間に生じ出候ほどの物其品貴きものは必ず其數少く其數少く候故に其價も高く其品賤きものは必ず其數多く其數多く候故に其價もやすく候事相定かたる事に候へば當時の金銀其品下り其價輕くなり候故にこれを以て換候所の萬物の價は重くなり候と申候はんも又當時の金銀其數多く其價輕くなり候故にこれを以て換候所の萬物の價も重くなり候と申候はんもその申す所はかはり候へども其理に於いてはかはるべからずと申すべく候へども……凡

その物の價重く候事は貨の價輕きにより候て貨の價輕くなり候事は其數多きが故に候へば法を以て其貨を收めて其數を減じ又物の價輕く候事は貨の價重きにより候て貨の價重くなり候事は其數少きが故に候へば法を以て其貨を出して其數を増し貨と物とに輕重なきごとくに其價を平かにし候時は天下の財用ゆたかに通じ行はれ候由相見え候もし此説に據り候はゞ當時萬物の價の重くなり候事金銀の數多く候て其價輕くなり候故により候事疑ふべからざる事にて候(三三七)

これに依つて見ると白石は貨幣の品質よりも數量に重きを置いてゐること明瞭である。さらに「たゞひ其品下り候ども當時に於て其法を改定られ天下に通ずべき由御沙汰候上は六十六州の人誰かは其法に違ひ背く事の候へきや」と云へるを見れば(三三八)益々物貨騰貴は通貨の惡品質のためでなく、數量の増加であると斷定してゐることは明かである。然らば何故白石は良貨に復すべき由を主張したのであらうか。單に良貨に復することに依つて數量を減せしめんがためであつたらうか。又は單にその信仰及び復古思想から出たものであらうか。(三三九)

白石は明かに數量に重きを置いてゐる。しかし一般世間に唱えられてゐる品質説を全然無視したわけではない。前掲引用の文章に於いても推察し得るが如く、世の人申沙汰し候所はたゞ其一つを知つてゐるのである。少くとも改惡は、よし數種の貨幣の比率を亂さないとしても、現在の狀態に於いては、物價に惡影響を及ぼすと考へてゐると推定し得よう。その現在の狀態と云ふのは、天下の大法の行はれぬ狀態を指すのである。「金銀の價高下し候事は兩替の事を以て家業とし候もの共をのく其利を相謀り候てひそかに金銀の品を論じ定めその定め候價の外には賣る事をも買ふ事をも得ず候によりて金ある人は銀と錢とにかふべき所なく銀ある人は金と錢とにかふべき所なくして金銀錢三つの寶相通じ用ひ難く候ひしかば農工商の類は申すに及ばず武士といへども兩替の者共の申す旨に任ぜざる事を得ず候によりてつゝに天下の利權は兩替の者共の掌に落候(四〇)」白石の議論は必ずしも明瞭とは云はれない。しかし天下の利權、即ち財用の權が金融業者の手に落ちてないのならば、金や銀を一々その品質の如何に依つて賣買することがないから、惡貨でも何等弊害を生じない。然るに現在の事實はさう

でない。故に良貨に改鑄すべきであると解釋出來よう。こゝに又町人階級進出に對する一傍證を發見し得る。他方白石の數量説にも不明瞭な點がないではない。「天下より出來り候慶長以來の金銀其金の數わづかに八百八十二萬四千三百五十兩其銀の數わづかに二十八萬七千六百十七貫百五十五匁……慶長六年以來元祿八年に至て凡九十五年の間に年々に造出し候所の金銀の數いかでかればかりには候べきや皆是天下の人各寶を失ふべき事を惜み候て當時に通用すべき候の數をはかり候て出し替候ひしかば、藏め貯候て出來り候はぬ所の數は出し替候所の數よりは萬々倍し候べし然らば當世に通行し候所の金銀其數を増し候ごとくには候へども却て其數を減じ候ごとくにはなり候と申候はんも其謂なきにはあらず候。(四二)もしさうであつたとするならば、もし彼の註記する如く「小數をのみはかり」大數ある事をしらずとするならば、流通貨幣は増加してゐないのであるから、數量説に従へば、物價もようやく増し上り「萬物の價一物として増加候はぬものはなき」に至る筈がないのである。しかしこの種の瞬昧な論じ方は單に白石一人のみではない。要するに白石は數量の増加、品質の改惡共に物價昂騰の

原因と認めたのであらう。唯前者については世の多くの論者の論ずるところであり、かつ前述せる現状と云ふ條件の下に於いて認めらるゝもので、根本としては後者に重きを置いたのであらう。

白石のこの考へを一層明白に述べたのは、白石と同門であり、又白石の影響を受けたと思はるゝ室鳩巢が、白石の意見を寫した書面中の一句である。「金銀の數多く候て、物の價高く成候事は十にして八ッ九ッ、金銀の品下り候て、其價高く成候ものも十にして一ッ二ッは有之候」とある。(四二)數量、品位兩説を共に認めたものを見ることが出來よう。

(註三六) 「白石建議」七、「改貨後議」。

(註三七) 同上、四、「改貨議」。

(註三八) 同上、七、「改貨後議」。

(註三九) 本庄榮治郎氏は、白石は品位と物價との關係を認めず、且惡貨も法律の力によりて流通せしめ得べきことを認むるにも拘らず、尙貨幣の品位を慶長の古に復せむとするものであるが、その理由は、以上の如き一種の信仰又は復古的思想から出たものであつて、確乎たる經濟上の理由に至つては、未だ述べをらざるものゝ如くである。「増訂改版經濟史考」三五五頁に述べてゐら

れる。なほ後註四二參照。

(註四〇) 「白石建議」七「改貨後議」

(註四一) 同上、四、「改貨議」

(註四二)

室鳩巢、兼山秘策第一冊。この一文は「江戸表諸物價踊貴に付御沙汰可有之次第、新井氏御老中まで被書出候紙面の寫に始まる長文中の細註である。本庄氏はこの句を同じく引用され、室鳩巢の意見とされてゐる(前掲書、三五三頁)。この長文の何處までが新井氏書面の寫しであるかと問題であるが、文章全體を讀んで見ると、最後までかゝるやうに思はれる。唯白石の所謂「建議」と同じ構造でない。物價騰貴の原因を三項目に分かち、さらにそれを十數條に分けて細かに論じてゐる。諸役人の奉答した五ヶ條を批評して、「愚存」を述べてゐる。この愚存は鳩巢ではなく白石であらう。何故ならそれより三、四項前に、同じ諸役人の答を載せ、去暮面々存寄書付出し申候、其上を新井氏も一覽にて是又存寄委細被申上候、其紙面比日見せ被申候とあるから、これ等の意見も白石のものと思ふべきであらう。唯引用の一句は細註であるから、鳩巢がそれを書いたとも思はれるが、その他の細註と比較して見ても、白石の意見と見るべきであらう。故に本庄氏が白石は「品位の高下が物價に影響するものに非ず」と説へてゐたさされるのは誤りであらう。

七

白石の所説と全然反對の意見を述べてゐるのは徂徠である。彼は先づ數量説も品位説も盡くこれを却けてゐる。「諸色高直ニナル子細ハ、元祿ノ時金銀ニ歩ヲ入テ、金銀ノ位悪ク成故ニ高直成ルニモ非ズ、亦金銀ノ員數フヘタル故ニ高直ニ成タルニモ非ズ」と極めて明瞭に通説や白石の議論を一蹴してゐる。「總シテ金銀ヲ金付石ニテ試テ位ノ善ナド云ハ、兩替屋杯ノ云コトニテ、大ニ愚ナルコト也、其子細ハ元祿ニ金銀ニ歩ヲ入レテ、金ノ性悪ケレドモ、錢ノ直段左迄替ネバ、慶長モ金ノ位替ルコトナシ、當時元祿金銀ヲ吹拔テ、性ハ美ク成タレドモ、錢ノ直段元祿ト替ネバ、是亦元祿ト全ク位替ヌ也、位替ネバ一兩ハヤハリ一兩也、一兩ヲ二兩ニモ使ハレズ、サレバ性能成タルハ詮ナシ、元祿ノ金銀ヲ吹キ直サズ、性ノ悪キ儘ニシテ、世界ノ金銀ヲ半分ヨリ内ニ減ジタルト全ク同意也、サレバ世界困窮シタルハズノコト也」四三問題は錢にある。錢を澤山に鑄造しさへすれば、金銀の位が上る。「錢高く成バ位下リテ、金銀ノ威光働少ク、錢安ク成バ位上リテ、金銀ノ威光働強ナル。」即ち錢が安ければ、金銀に依つて多くの錢が得られる。従つて錢で品物が澤山購入し得る。

しかし最下の直段が騰貴しては何にもならない。ところが徂徠は云ふ。「惣シテ直段ノ至極ニ下直ナルハ、錢一文ニテ賣コトニテ、是ヨリ下直成物ナシ、錢少ク成テ貴トテ、一文ヲ二ツニモ三ツニモ割テハ使ハレヌ者也、故ニ錢ヲバ至極ノ安キ物ニ極テ、是ヲ土臺ニシテ、金銀ノ威光働ノ強キ弱キハ見ル事也、右ノ道理ナル故、錢ヲ夥ク出ス時ハ、金銀ノ半減ニ成タルハ、左迄苦ニハ不成コト也」(四四)最下の物價は一文であり、それ以下にならぬかも知れぬが、それ以上になることは容易である。錢價の高い時代の議論故、誤魔化されたかも知れないが、徂徠の議論は愚論である。しかし徂徠は物價騰貴の原因を他の方面に求め、貨幣との相互關係をあまり重要視しなかつたのである。即ち當時の社會狀態そのもの、缺陷にありとしたのである。それについては後に述べる方が便宜であらう。

徂徠の説に賛する者は殆どなかつた。殊に悪貨を良貨とすることを無意味とする者は大體に於いて見當らない。徂徠門下の春臺の如きも、元祿以來ノ改造ノ金幣止テ、金ク慶長ノ故ニ復セリ、誠ニ目出度善政也、享保ノ新令下リシトキハ、海内ノ金幣其半ヲ減ズト思ヒテ、士民皆之ヲ歎キシガ、數歳ヲ歴テ新幣流布シテハ、減半

ノ損モサノミ見エズ、民共痛ミヲ忘タリ、國家ノ政ハ果敢ヲ以テ行フベキ者也」と評してゐる。(四五)

春臺が「目出度善政也」と讚美した享保復古の策も、幕府財政の窮迫は享保二十一年、即ち改元して元文元年五月再び貨幣改惡の舉に出でざるを得なかつた。(四六)しかし貨幣品質の良好を維持する欲求は一般に甚だ強かつた。元文元年貨幣改惡の風評が起るや、無名氏の上書は次ぎの如く云ふ。

「元祿中より、金銀米錢の儀に付公儀よりも、度々被_レ仰出、諸國の騷動、萬民も此儀に心定り不_レ申、度々混亂に及候……中にも今日金銀の品をもとのごとくになし返され候事、尤御難儀の事に候と被_レ仰出候、然處に御當代にて、もとのごとく慶長金に成し替され候事は難い、御仁徳乍憚御器量御廣大の御儀と、諸國の士農工商ともに、奉_レ感安堵の思ひを成し、萬々世も變じ不_レ申候様に、と奉_レ願候處、金座銀座の者共、先年より心奢り、只今貧窮におよび候故、吹替被_レ仰付候は、天下百分一の長者と、自身にも唱へ、銀座等も數年吹替の事を相願候は、皆々身の爲計にて、天下の御爲め、國土の官は貪着不_レ仕、當分の道理宜き様に、奉行所を謀り相願候故、御役人の内にも、道理御

考へ無^レ之當座の利程になづみ、尤の様に言上可^レ被^レ致候、一度御直し被^レ遊候金銀、間もなく又々惡敷品に被^レ仰付候儀と、末代迄將軍の御恥辱と奉^レ存候、此上萬々一吹替被^レ仰出候は、又々世上の大混亂、大き成さしつかへに可^レ成候……(四七)

良貨に對するこの感情は恐らく常に同様であつたらう。しかし當時の人々は惡貨と物價との關係等を十分に科學的に検討しようなどはしなかつた。今問題とせる時期よりも少しく後年ではあるが、草間直方は「政談」に現れた前述の徂徠の議論を批評して次ぎの如く云つてゐる。

「誠ニ錢ヲ夥シク鑄出スハ、則金銀ノ増タルニテ、其ノ上制度タツ時ハ、此ノ上ヤナルベキ、併シ右ニ云ヘル錢ノ高下ニヨリテ、金銀ノ威光強弱ナルユエ、金銀ノ性ノヨキハ、何ノ詮モナキト云ヘルコト、享保十年ノ頃ナルベシ、此時代世界人數増タル上、錢甚タ少シ、依^レ之相庭貴ク、既ニ一貫文三十三四匁位ナリ、諸色ハ左程高直ニハ無^レ之、然レドモ下々錢ノ廻リ、少シク困究ナリ、働キモ取ベキ料ハ、前々ノ通ナルベキヲ、錢高直故、價ヲ自ラ少ク渡スハ、錢乏キ故也、夫レ故本文ニモ錢ヲ多ク鑄レバ、世上錢ノ廻リヨク賑フベシトノ考ヘナリ、金銀吹キ改リテ、性ハヨク成テモ、全體錢少ナキ

故、ヤハリ下々ハ難儀ナリ、サレバ金銀ノ位ヨク成リテモ、何ノ詮モナシト云フノ義ナリ、其ノ時代ニ引キ合セテ是レヲ見レバ至極ノ理ナリ、サレドモ金銀錢ノ増ハヨケレドモ、性ノヨキハ何ノ詮モナシトハ云ヒ難シ、同ジクハ性能クシテ増シタキモノナリ、此ノ時右ニ云フ如ク、下々困究ノ時節故、中々其ノ頓着ニ不及、先性ハ惡クトモ、錢ヲ餘計鑄出サントノ趣ヲ以テ書ルニヤ、夫レハトモアレ金銀ハ本邦モ異國モ重ンズル所ノ寶貨ナレバ、次第ニ増スハ美目ナレドモ、其性ヲ厭ハズ鑄出サンハ甚ダ其ノ意ヲ得ズ云々(四八)

徂徠の貨幣論を批評せるものとしては恐らく最も妥當であらう。しかし良貨の必要について論ずるところは、依然としてその舊套を出づるものでなかつた。

(註四三) 「政談」卷二。徂徠のこの文章もすでに撞著してゐる。貨幣と物價との關係について徂徠の説はかなり矛盾が多い。このことは本庄氏もすでに指摘されてゐるところである。(「經濟史考」三七〇頁)。

(註四四) 「政談」卷二。

(註四五) 「經濟錄」卷五。

(註四六) 元文年度金銀吹替についての御觸は次ぎの如くである。

一、一世上金銀不足に付、通用不自由之由相聞候に付、今度金銀新吹替被_レ仰付_レ候事、

一、此度吹改め候金銀相渡候儀、慶長金・新金は百兩之代り百兩、慶長銀・新銀は十貫目之代り十貫目引替可_レ相渡候之間、右引替格を以て書面之金銀無_レ差支取交、請取方、渡方兩替屋共無_レ滞通用可_レ致候、尤上納金銀共、可_レ爲_レ同前候事、

一、吹改候金銀、金座・銀座より増補差出し可_レ引替候且員數之儀は、引替金百兩に付、増歩金六十五兩づゝ、引替銀十貫目に付、増歩銀五貫目づゝ、可_レ相渡候之事、

一、引替金銀、町人より引替候筈に、候條、武家其外共勝手次第、町人へ相對にて申付可_レ引替事、

一、引替可_レ指出金銀之儀、員數相知れ候事に候間、貯置不_レ申段々引替可_レ申候、若し貯置不_レ引替者相知れ候は、吟味の上急度可_レ申付候事、附り右引替に不_レ出金銀は、只今迄之通り潰し金の積りに可_レ相心得候事、

(註四七) 「金銀吹替評」(「日本經濟大典」第十一卷所載)。

(註四八) 「三貨圖彙」卷六。

八

元祿以後享保に至るまでの間に於ける最も重要な經濟問題、貨幣改鑄に關す

る當時の諸家の意見は大體これを概述し終つた。その結果實際上の效果については何れも満足すべきものでなかつたことを知る。元文元年再び貨幣改鑄を行はざるを得なかつた事實は、貨幣問題の背後に存する徳川政府自體の矛盾を満足に解決し得なかつたからである。幕府は白石の意見に従ひ、改貨の大事業を斷行した。錢貨も鑄造した。しかし幕府は社會組織の改造については學者の意見に敢て就かうとはしなかつた。と云ふよりもむしろ就き得なかつた。何故ならばそれは當時としてはあまりに理想論であつたからである。

徳川幕府の樹てる政治的基礎は封建的社會であつた。しかも中央集權の政策を行はんとした。徳川幕府の經濟状態は米遣ひに依つて運用さるべき筈であつた。然るに貨幣の使用が發展して來た。第一の事實の當然の結果としては中央政府の所在地、江戸の大發展である。(四九) さらに第二の事實を隨伴して、こゝに町人階級の發展を見るに至つた。四民の最下位にあるべき町人が漸次に社會に勢力を得て來た事實はすでに早くから認められたのは當然である。成金、成上り何れも人目に立つものである。初期に於ける幾多の禁令や學者の分限論はこの町

人階級の潜上に對する彈壓の初期の形態である。(五〇) 今問題とする時代になつても、未だその同じ方法は繰返されてゐる。しかしさらに一層強力な攻撃が學者の筆に上ると共に、他方富有なる町人と幕府當局の役人との間に結托を生ずるやうになつた。今少しくそれ等に關する例を擧げて見よう。

「いつしか身をかへり見ることもなく、君道のありがたきを忘れて人々身に奢り、恣に誇りて、三十年已來世上に術術と云ことを言出し、世を惑し人を誣、諸道の妨と成て、國家に害をなすこと大形ならず、その業たること萬物實に爲ることなくして、只舌口の辯を以て偽り紛らかすの術なり、年に月にその法世に行はれて大は官庫の金銀を傾け費し、終には諸家の國代を傾盡すること凡蘇秦趙儀のことも嘲るばかりなり、この事専ら元祿年中に盛にして、世の患とはなりし」それ等の術術を行ふ、術商輩は御用達と稱し、莫大なる利益を獲得する。「惣じて其頃の御用聞一切の品々、皆此筋の術のみなりといへど、材木の術商に及べきなし、凡そ天下の金銀を半ば傾にいたして、此輩の分限成事、今に至て四民誰か肩をならべつべき。」天下國家の金銀は湧いて出るものではない。民間の膏血である。それを劫掠するのが術

商であると云ふ。(五一) かの紀國屋文左衛門、奈良屋茂左衛門等はこの時代の者であつた。

「商賈ノ利ヲ貪ルコトヲ云フニ、譬ハバ酒ハ米ト水トヲ以テ造ル者ナレバ、米價貴キ時ハ酒モ貴ク、米價賤キ時ハ酒モ賤カルベキ物ナルニ、米價貴クナレバ、頓ニ酒ノ價ヲ貴クシ、米價賤クナレバ、米價ノ貴キ時ニ造タル酒也トイヒテ、急ニハ價ヲ減ゼズ、諸物皆此類也、サマヅノ假託ニテ、トモスレバ價ヲ増テ、一タビ増タル價ヲバ軌クハ減ゼズ、且貨物ニハ各行家アリ、今ノ世ニ云問屋也、行家ニハ必黨アリ、黨トハナカマナリ、江戸、京、大坂ヲ始トシテ、其外處々ノ行家等黨ヲ結デ一朋也、何事ニテモアレ、國家ニ變アリテ物ノ價ヲ増スベキ時ハ、驛使ヲ馳テ其黨ニ告知ラスル故ニ、國ノ急ニ乗ジテ、即時ニ其價ヲ貴クシ、或ハ乏キヲ見テ、有力ノ行家其物ヲ占ムル故ニ、卒ニ騰躍スル也、四海廣シト雖ドモ、掌ニ握タルガ如クニ自由ヲナスハ、黨ヲ結ブト、驛使ハ往來便利ナルトノ故也、茲ニ至テハ、上ヨリ嚴令ヲ出シ、刑罰ヲ立テ威セドモ、如何ニモスベキ様ナシ、又商船ノ東都へ來ルヲ海上ニ留置テ、貨物ノ乏キ様ニナシテ、價ヲ騰ルコトアリ、……凡テ、下民ノ狡猾ニテ、利ニ敏キコトハ、如何ナル智者モ及

商業階級が一方官憲との連絡に依り豪富をなすと共に、他方同業者間の結合に依つて經濟界を支配せんとするに至つた。元祿以降商人の勢力が漸くその形態を具備するに至つたのである。元祿時代の成金臭味はさらに健實な發展に變じ、社會に於ける潛勢力となつて來た。町人の家は永續せずと一般に考へられがちであつたが、又それは事實でもあつたらうが、(五三) しかし今やこれを永續せしめんとする努力が次第に顯著になつた。三井高房の著と稱せられる「町人考見録」や石田梅巖に始まる心學の運動は町人が從來の卑下的態度から再び徳川氏以前の自尊的態度に移りゆく一過程を示すものである。換言すれば彼等自身の社會的地位を自覺し始めたのである。元よりそれを支配する思想は儒教的、あるひは佛教的色彩を帯び、分限論的傾向の強いものであつた。(五四) しかし彼等は彼等自身自己の教養を高めることに依つて、彼等の有する地位をより高さものとなさんとしたことは認められる。(五五)

かく貨幣經濟は發展し來たり、町人階級の勢力が増進するに反して、諸侯の財政

は愈々苦しくなつた。「凡そ世上の金銀官庫の外に通用する所十にして八九は皆常に商家の手に有て、世界の事として不及事なし、諸侯大夫も是が爲に其臣手を措て借用する事を患とする世となれり」。(五六) 又「士大夫も國君も皆商賈の如く、偏に金銀にて萬事用を足す故に、如何にもして金銀を手に入る、計を爲すに至つた」。(五七)

(註四九) 「民ノ心儘ニ家ヲ連續ルニハ、江戸ノ廣サ年々ニ弘マリユキ、誰許ストモナク、奉行御役人ニモ一人トシテ心付人モナクテ、何ノ間ニカ北ハ千佳、南ハ品川マテ家續ニ成タル也」(「政談」卷一)。「只今江戸の繁昌、日本にては古今に無之事に御座候」(「獻可錄」卷之上)。

(註五〇) 前掲拙稿「徳川初期社會經濟論の社會史的意義」参照。

(註五一) 「民間省要」下編卷一。

(註五二) 「經濟錄」卷五。

(註五三) 「京大坂江戸の町人は、其元祖或は田舎、又は人手代より次第に經上り商賣をひるげ富を子孫に傳へん、其身一代身をつめ、家業職方の外他の心なし、艱難辛苦の行を積で其子家を繼、其者は親のつましき事を見覚え、身は其家のさまで富ざる内に生立習ふ故に、漸その一代は守り勤むさいへども、又其子孫の代に至りては、はや家の富貴より育立、物事の艱難、また金銀の大切冥加をおもはず油斷を生じ、果は家を潰す事世の習はしきなる、凡京師の名

有町人二代三代にて家を潰し、跡かたもなくなる事眼前にしる所也」(町人考見録序)。

(註五四)「近世若きもの親果てより病氣さ申立引籠り、隱居のやうにいたし居、おのづから隙に任せて行跡あしく成、世間體外様をしらずして人に義理を失ひ我儘をふるまひ、其家の衰微をはじむるもの也、是等は人道にあらず、夫鳥類畜類にさへ劣る也、人間はいふに及ばず、天地の間に生有ものは、皆々其業を勤めて食を求むる事、天性自然の道理也、然るに老朽もせぬ若き身のかゝる振舞は、天命を知らざる也」(同上、利之卷)。

(註五五)「商人ノ道ヲ知ラザル者ハ。食ルコトヲ勉メテ家ヲ亡ス。商人ノ道ヲ知レバ。欲心ヲ離レ仁心ヲ以テ勉メ道ニ合テ榮ヲ學問ノ徳トス」(石田梅巖、都鄙問答卷之二)。

(註五六)「民間省要」上編卷之七。

(註五七)「太宰春臺、經濟錄拾遺」。

九

財政の困難と町人階級の進出とを兩者相比較する時、吾人の最も容易に想到し得る財源の一つは動産への課税である。即ち富有なる町人階級に租税を負擔せしめんとするものである。勿論當時の當局者もこれに目をつけた。即ち運上が

それである。すでに早くも元祿十年十月に、市中醸酒するものに。新に抽税の事命ぜらるれば。御酒屋四人に其抽税收納のことを命ぜらる。點檢のことその四人よりはからふべければ。いさゝかも違犯すべからず。其事によりては四人の者より問屋等をめしよぶ事もあるべし。さるときはとみにまかり指揮うくべし。但し小賣の酒店は抽税にをよばず。酒造るものゝみ出すべしとなり。(五八)その外長崎運上の企てもあつたが、到底十分に財源を得ることが出来なかつた。

當時の學者の運上に對する態度は殆ど全く一致してゐた。何れも運上反對である。運上は物價を騰貴させると云ふのである。即ちその租税負擔は生産者から消費者に轉嫁されると云ふのがその反對の理由であつた。

「運上の事出来候ひし事誠に可然事にはなく候へどもこれも運上を出し候ほどの者共はその賣出し候物にそれほどと價を増し候へば其利をうしなひ候と申す事にもあらず」。(五九)「國々ヨリ出ル諸物多クハ地頭へ運上ヲ取ルニ、請負ノ者直段ヲ次第ニセリ上ゲテ、手前へセリ落スコト故、物ノ直段次第ニ高直ニ成也」。(六〇)「諸物皆運上を経る故に、其直高くして萬人其費を蒙る事、年貢の外は諸税免許可有事

なれ云々(六二)これ等は單にその二三の例に過ぎない。

かくの如く當時の學者は商人への課税を物價騰貴の原因の一つとして却けてゐる。その財政窮迫、物價騰貴の對應策としては各人各種の議論をしてゐる。一方以前から引續いて節儉の必要を説き、世の奢侈を戒め、他方支那思想の影響を受けて地利を盡すべきことを論じてゐる。しかし今こゝにこれ等の一々を紹介することはあまりに煩雜であるから、敢てこれを割愛する。

しかし當時の學者も又現在制度の缺陷、即ち財政難を惹起し、物價騰貴の原因となる根本を認識してゐた。即ち貨幣經濟の發達である。米遣ひを金銀遣ひに變じたからである。「今ノ世ニハ金幣ヲ貴ブ故ニ諸侯ノ國ニテモ萬事ノ費用ヲ定ム、タトヘバ貢獻ニ金銀若干兩、其君ノ本服器財ニ金銀若干兩、厨下ノ膳食ニ金銀若干兩、世子ノ養ニ金銀若干兩、諸公子ノ養ニ金銀若干兩、親戚等の貧究ナル者ヲ賑フニ金銀若干兩トイフ類ノ如キ是ナリ、無足人ヲ金俸ニテ畜フノミナラズ、簡様ニ萬事ノ費用ヲ金銀ニテ定ムルコト、世ノ習俗ニテ大ナル誤ナリ」(六三)しかし實際生活に於いては萬事金の世の中となりつゝあつた。然らば如何にすべきか。現在の狀

態を變更するより外はない。如何に變更すべきか。その學者の社會制度變革論は俄かにこれを實行すること困難なものであつた。私が先に敢て理想的であつたと云つた所以である。

(註五八)「常憲院殿御實紀」卷三十六。

(註五九)「白石建議」「庶政建議」。

(註六〇)「政談」卷二。

(註六一)「室鳩巢、不亡鈔」卷之三。

(註六二)「經濟錄」卷五。

一〇

以上述べて來たところでも明かであるやうに、當時の學者はすべての原因の歸結を財用の權が下に移れることに求めてゐる。これを上に取戻さんがためには、米經濟に戻ることが必要である。かつ又この事實は彼等の崇拜せる支那古典哲學に理論的根據を求むること極めて容易である。「天下ヲ治ルニ穀ヲ貴ビ貨ヲ賤シムルハ古ノ善政也、先王ノ道也、穀ハ民ノ食物也、食ハ民ノ天也、一日モナクテ叶ハズ物也」(六三)この「王者以民爲天、民以食爲天」の句は當時一般の儒教學者の治道

の根本であつた。之に加ふるに彼等の復古的精神は進んで新經濟組織を主宰し指導するよりも、むしろ退いて舊經濟組織に戻り、これを制度化せんと欲した。

かつ彼等は——又引いて當時の支配階級は新經濟組織下に於いて優者たり得ないことを自覺してゐた。「これら財利の事につきて士大夫の人々工商の類と其智術をあらそふべき事かなふべからざる事にて候。」(六四)「被_レ仰聞_レ候趣全體便利を先とし流通を専らに被_レ成候。至極よき御了簡にて又及ぶ人も無之相見え候得共。大きに道に違候事に候。便利を先として。何事も滯さしつかへなくさばき候事。當分は才幹之様に相見え候へ共。深遠之思無_レ之候故。後道之害多御座候。如是仕候得ば。畢竟の所。末々の成行は見えぬ物にて候。智に似て愚の至と可_レ被_レ思召候。流通を専らに仕候へば、商人に制せらるゝ物にて候。流通は天性商人の職分に備りたる道に候ゆへ。諸侯之力にては商人には不_レ及候。是によりて流通を専らに仕候得ば、財用の權は必商人の手に落候と、可_レ被_レ思召候。皆々當座之便利を御好み被_レ成候所より起り申候。今一層深遠の思を加へ申度事に存候。」(六五)何れも武士階級が新しい流通經濟に不適任であることを告白したものである。こゝ

に於いて古き土地經濟に依つて、財用の權をもこれを武士階級の手に取りめんと欲するに至つたのである。

かゝる財用を上の手に取りめざる議論は種々なる形式を以つて從來も論ぜられてゐた。例へば國家の價格制定論の如き、又は穀貨論の如きである。しかし議論として最も體系づけられたものは、荻生徂徠の土著論である。勿論武士が土に歸る議論はすでに以前に熊澤蕃山の農兵論にも見られる。(六六)しかしそれは徂徠ほど整へるものではなかつた。徂徠は今日存するすべての弊害を武士が土から離れたこと、即ち旅客の境界にあることに惹起すると考へた。「先第一武家御城下ニ集居バ旅宿也、諸大名ノ家來モ其城下ニ居テ、江都ニ對シテ在所トハ云ヘドモ、是又己ガ知行所ニ非レバ旅宿ナリ、其子細ハ、衣食住ヲ初メ、箸一本モ買調ヘネバ成ラヌ故旅宿也、故ニ武家ヲ御城下ニ差置トキハ、一年ノ知行米ヲ賣拂テ、夫ニテ物ヲ買調ヘ、一年中ニ遣切ユヘ、精ヲ出シテ上ヘスル奉公ハ、皆御城下ノ町人ノ爲ニナル也、依_レ之御城下ノ町人盛ニナリ、世界次第ニ縮リ、物ノ直段次第ニ高直ニ成テ武家ノ困窮當時ニ至テハ最早スベキヤフモ無ナリタリ。」(六七)これが武士の知行所に住居せ

ざる根本的弊害である。

武士が御城下に住居することから生ずる物價の騰貴は多くの識者の認むるところであり、人返しの法、浮浪の徒を故郷に歸らしむる法などもその一つの方法とされた。室鳩巢は江戸の人口集注を避ける方法について次ぎの如く云ふ。「寄合組小普請其外無益の者共は、江戸廻五里三里外、八王子、葛西、戸塚、板橋邊に百人貳百人程宛住居仕候様に罷成候はゞ、末々商人の類も其に付て集り可申候間、御城下自然と人少に罷成可申候、第一諸士勝手の爲にも宜敷、江戸の風俗も改、又は火事の沙汰も静り可申と奉存候」(六八)これは當時に於いては必ずしも實行不可能なことではない。

武士が知行所に住居しないために生ずる弊害はそればかりでない。火事は多くなる。(六九) 風儀も悪くなる。公儀に馴れて恐れなくなる。そればかりでない。より悪いことは田舎の取締りが不十分となる。「百年以來地頭知行所ニ不レ住ユヘ、頭ヲ抑ル者無テ、百姓殊ノ外ニ我儘ニ成タリ、御旗本ノ武士小身ナレバ、自身不レ住バ、江戸ヨリ知行所ノ仕置スルコトナラズ、代官ナド遣シテモ、小身者ノ家來若黨風情

ノ者ナレバ、何ノ用ニモ立ズ、自ラ私領ヲモ公儀ヨリ治ル様ニ成テ、彌地頭ヲ輕ズルコトニ今ハ成タリ」(七〇) この一節は又當時の社會状態と對照して考察すべきである。百姓が爲政者に反抗して一揆を起したのはこの時に治まつたわけではない。しかしこの頃(享保)から漸く頻繁となり、學者もこの問題に注目せざるを得なくなつたほど重要な社會問題となつたのである。(七一) 徂徠の言の如きはその萌芽を示すものとして注意する價值がある。

武士が知行地に住居すれば如何なる利益があるか。第一經費がかゝらぬ。柔弱でなくなる。自給自足が行はれる。風儀はよくなる。田地の様子、川除等のことを知悉してゐるから、役目を命ぜられ、地方代官となつたやうな時でも行届く。元來「武士ト云者ハ、土ノ上ノ業ヲスル者ユヘ、田舎ノ住居ニ非ザレバ、武道廢ルコト也、今ノ世ノ人百姓ヨリ外ハ、武士モ商人モ古郷ト云者ヲ持ズ、雲ノ根ヲ離タル境界、哀ナル次第也」(七二)

しかしそれよりも重要な効果は武士が町人の支配を脱することが出来る。否、むしろこれを自由にし、物價を低落させることが出来る。「武家知行所ニ居住スル

時ハ、家居ニハ所ノ木ヲ切ツテ作り、米ハ年貢米ヲ用ヒ、味噌豆モ處ニ生ズル、衣服ハ織ツテ着ル、衣食住ニ物入ルコト無ク、下々ノ切米モ米ニテ取ラセ、又大小衣服ヲ許ス時ハ、分限成ル百姓ハ皆家來ト成リ……去レバ米ヲ賣テ金ニスルコトハ入ラヌコト也、右ニ云ヒタル(毎年ノ年貢米四分一ハ堅ク不可賣拂)四分一ヲ儲クルト云ハ、至極ノ準合也、尙其ノ外ニ、モ、米、ヲ、妄、リ、ニ、不、賣、武、家、ニ、シ、メ、置、ク、時、ハ、商、人、モ、金、ヲ、米、ニ、セ、ズ、シ、テ、ナ、ラ、ヌ、故、商、人、殊、ノ、外、ニ、迷、惑、シ、テ、諸、色、ノ、直、段、ハ、心、ノ、儘、ニ、下、ル、ベ、シ、。

(七三)。

吾人はこれを一讀して明かに徂徠の自給自足の土地經濟を理想としたことを知り得るであらう。又事實武士が從來の武士のまゝで、換言すれば武士が商人化されずして、その存在を認められ、永續せんと欲するならば、この種の生活に歸るべきであつたらう。しかし時代はすでに變化してしまつた。この種の理想は今日中世主義者が中世生活を讚美すると等しく實現困難なる希望に過ぎなかつたのである。

(註六三)「經濟錄」卷五。

(註六四)「白石建議」五、「改貨議」。

(註六五)「徂徠先生答問書」中卷。

(註六六)「兵」ならは、本邦の武勇格別つよく、眞の武國の名に叶ふべし、武士農を別

れてよりこのかた、身病氣に手足弱く成ぬ、心ばかりいさむとも、敵にもあはで疲るべく、病氣すべし、其上若黨小者共も一年居にて主をおもはず、是は軍用の損也、平生も農兵ならざれば風俗あしく成て長久ならず、農兵の昔に返すべきは此時也、「大學或問」下冊。

(註六七)「政談」卷一。

(註六八)「獻可錄」卷之上。

(註六九) 鳩巢も火災を云々し、徂徠も亦云ふ。火災の頻々たるため幕府の財政にも影響あつたほどだからである。今「武江年表」に據るも、正徳享保年間の大火は、正徳元年には正月四日、正月十九日、三月(白石の「折たく柴の記」に記事あり)十二月十一日の四回。正徳二年には二月八日(淺草より本所四ツ目まで焼亡救小屋立つ)。同三年には十二月二十二日(下谷淺草焼亡)。同五年十二月三十一日より享保元年元旦夕刻(常盤橋門内より數寄屋橋門内、中橋より、木挽町まで焼亡)。享保元年正月十一日、同十八日。享保二年正月二十二日、十二月十二日、同二十八日。享保三年五月一日、十二月五日。享保四年二月十三—四日。享保五年三月二十七日。享保六年正月八日、二月三日、同四日、十

二月十日。享保七年十二月六日。享保八年二月十六日、十二月五日。享保九年正月二十九日、三月享保十年二月十四日。享保十二年十二月十日。享保十三年二月十六日。享保十四年二月十六日。享保十六年四月十五日(山の手殆ど焼失)。享保十七年二月十二日、三月二十八日。享保二十年十月。以上の火災は二三の例示せるものに依つても知り得る如く、今日の數區に亘る大火である。

(註七〇)「政談」卷一。

(註七一)百姓一揆に關する評論は今問題とせる時期よりも後の時代の學者に依つて取扱はれてゐる。即ち本居宣長、正司考祺、山片幡桃等である。それ等については他の機會に述べたいと思ふが、黒正巖氏が「百姓一揆の研究」三七〇頁以下に詳論されてゐる。

(註七二)「政談」卷一。

(註七三)同上、卷二。

一一

「古」自給自足の社會状態に歸することは不可能である。しかし當時の諸學者は支那傳來の、又古くからの尙農思想に支配され、何れも極力米穀の貴き所以貨幣の賤しき理由を説いた。しかし不可能とまで考へなかつたとしても、少くともその

困難なことを知り、他の手段に訴へて、財用の權を上に、即ち武士階級の手に戻さんと欲した者もあつた。例へば太宰春臺の如きである。

徂徠の門下である春臺は、その根本的的改革策としては、全く徂徠を祖述してゐる。「當代ニ及デ、土着スル者ハ農人バカリニテ、其他ハ皆土ヲ離シ、旅客ノ如クナル者也、是ニ因テ亡命ノ者世ニ多クナリテ、姦惡ヲナス者絶ルコトナシ。」故に「先海内ノ人民ヲ悉土ニ著ケザレバ、戶籍ヲ立ツベキ様ナシ、是國ヲ治ムル一大策ナリ」と云ひ、(七四)又「當代は天下の人、貴賤となく、皆江戸に集りて、旅客なる故に、金銀にて萬事用を足すこと習俗になりて、旅客にあらざる者も、旅客の如く、……金銀さへあれば、米穀布帛を得易しと思へり」と云ふ。(七五)しかし彼は武家の知行所に歸ることについて、徂徠ほど斷乎として説いてゐない。むしろ彼は現在目前の財政難を救済するに當つては迂遠なる土著論を棄て、貨幣獲得の方法を講ずべきであるとしてゐる。

金銀を手に入れることが目下の急務である。「金銀を手に入る、術は、賣買より近きことなし」と斷定し、賣買に依つて國用の足しとしてゐる國々の例を擧げてゐる。

る。曰く。「對島侯は小國を領して、僅二萬餘石の祿なるが、朝鮮人參、其の他諸の貨物を甚だ賤く買入れ、一國にて占めて、甚だ貴く賣り出す故に、二十萬石の諸侯に比して猶餘裕あり、(七六) 松前君は松前を領して、七千石の祿なるが、國の土産と、蝦夷の貨物を占て、貴く賣る故に、五萬石の諸侯も及ばざる程の富なり、石州の津和野侯は四萬石餘の祿なるが、板紙を製出して、是を占めて賣る故に、十五萬石の祿に比す、同州濱田侯も、津和野侯に倣ひて、板紙を造り出す故に、五萬石の祿にて、十萬石餘の富をなすと云り、薩摩は本より大國なれども、琉球の貨物を占めて賣り出す故に、其の富有海内に勝れたり、中華の貨物も、琉球に傳へて、薩摩に來り、薩摩より此方の諸國に流布すること多し、對馬、薩摩、松前は皆外國の貨物を占めて、一國より賣り出せば、他の諸侯の比類する所に非ず、津和野、濱田の如きは、其土地の産物を占めて、各一國より賣出して、國用豊饒なり、新宮侯は紀侯の上卿にて、三萬石の祿なるが、熊野の山海物産を占めて賣り出して、富十萬石に比すと云ふ。こゝに春臺の擧ぐる例に依つても、すでに當時各諸侯が漸次に商業化しつゝ、あつたことは明かである。實際がすでに理論に先立たんとしてゐる。

春臺は云ふ。凡そ如何なる國に於いても何等かの産物のないと云ふ國はないであらう。それ等の土産の製造を奨励し、これを官營に依つて他の國々に販賣する。「今若し其國主より金を出して、其國の土産貨物を悉く買取らんに、民の坐ら他所の商人に賣ると、他所に旅行して、行家に就きて賣ると、兩様の價を勘辨して、其價より少し貴く買取るも、多くの貨物を一所に集めて、江戸大坂の如き都會に送りて、府庫に藏し置きて、時價の貴き時に賣り出さば、國民の私に賣るよりも、其利多かるべし」。(七七)

これ春臺が諸侯の財政的窮迫を如何にして救済すべきやと云ふに對し、その答ふるところである。從來の消極的節儉論、量入爲出論に對し、いさゝか異色あるものと云ふべきであらう。彼は斷乎として云ふ。「三年五年の中には、必ず其國を富ますべし」と。しかも利得追求の批難に對しては、今縣官長崎にて、海舶の貨物を買取りて、海内に賣り出さるゝは、正しく市價なり、諸侯其國の土産を以て、他所に市買せんに、何の憚る所あらんや」と。(七八)

春臺がかくの如き議論をなすに至つたのは、諸侯の商業化に對する一つの理論

的根據を提供するものと云へるであらう。しかし春臺と雖も商業を利潤獲得の方法として黙認したに止まり、進んで商業を正當化する根本的論據を提供したわけではなかつた。唯他方この問題に對する傾向を示唆するものとして、注意に價すると思ふ。さらに諸侯の商業化に對し、他方農村の固定生活を破壊せんとする傾向も同様に注意を要する問題である。即ち田地永代賣買禁止の問題である。寛永二十年三月、百姓の流浪を防ぎ、又富豪兼併の弊害を絶たんがために、田畠の永代賣、及びこれに類する一切の契約を禁止した。又その質地となつてゐるもので、期限後辨濟し得なかつた時は、金額に應じて、五六十日又は七八十日の猶豫を命じ、なほ辨償しなかつた場合には、延期を許さず、流地にすることゝなつてゐた。しかしそのために土地の兼併さるゝ傾向は益々烈しく、往々にして町人の手に歸した。かくては永代賣禁止の精神に乖るから、享保六年十二月に質田地を流地としないことに定めた。他方又名主の高二十石以内、百姓の高十石、土地一町以内を所有するものに對し、田畠の分割相續を禁止し、これに違背せる遺言は無効とした。かくして百姓の家資分産を防ぎ、その窮乏を妨がんとしたのである。しかし金融

の實際的禁止はこれ等の法文を殆ど無効のものとした。しかもこれに對する良き取締法もない。そこで吉宗の御定書を編纂するに際し、大岡忠相等はこれが廢止を具申した。然るに吉宗は、賣買御免に成候而は、不身上の百姓、當分徳用に目を附、猥に田畑賣放候様に可相成哉、其上此度之御定に成候得者、賣主咎も軽く成(從來に改めしを六月過料に改めしをいふ)且又是非差詰り候時は、今迄之通質地に差入候得者、差支も無之候間、先今迄之通に可差置事と指令して禁令をそのまゝに存せしめた。(七九)

かくの如き事實に對して當時の識者は如何考へてゐたか。むしろ意外にも永代賣買禁止の廢止を主張してゐるのである。今その一二の例を擧げよう。田中丘隅は曰く、「民間御仁慈の餘り、御代々の御掟に、百姓の田地永代賣と言ことを、御停止に仰出され、世々之を慎といへど、夫百姓と云物渡世誠に淺ましき物にて、中々百姓にして百姓斗をかせぎ、心易く渡世の相立つ物にてなし、年々大風大水旱魃等の災難にかゝり、或は病惱に伏し、おもひの外成事に逢ふて、時々心當りのはづるゝ事のみ多き物なり、耕作の外にかせぎ無之ものは、不斗右の難に逢ふて、御年貢に至て其價をつぐのふべき様なし、所持したる田地山林等を以て名主方へ差出して、其

代にあつるの外なし、夫れ田地と言もの永代に賣拂と質物に入て金子借るとは各別成損得あり……元來賣る程の困窮百姓段々残る所すくなき田地の内多く出しては跡にて又渡世すべき様なし、依て親類寺方杯頼みて、其内半分永代渡して残る分を所持し、渡世いたし度段訴訟すといへど、名主年寄むざと合點せず、さすれば段々其百姓の數を減じ、餘は潰るゝの外なし……惣じて百姓に限らず、京大阪江戸表、其外國々永代と質物とは、右の品同前たり、然ども永代の文言は御法度たるにより、手形の文言をは質物として、代金を一倍に書付、重て請出るの不相成様にして、賣買する世の中となれり。然るに是等の事、又上達しけるとや、頃日永代文言の外、倍金手形も御法度に被仰出候、しかれどもとにかく百姓に田地の賣買なくしては、是を百姓の質とするに足らず、惣じて人間の財寶たる事、皆代の付は、何ぞの時には金として用を辨ぜん爲成を以、高直に成迄質とはする事也(八〇)

田中丘隅は幕府の能吏として知られ、當時農村の金融状態について知悉せるが故に、この種の言を爲したのかも知れない。然るに武士の歸農に賛成する荻生徂徠の如きも、同様の結論に達してゐる。曰く。「田地ヲ賣買スル事東照宮ノ御制禁

也ト云、是ハ百姓ノ田地ヲ賣テ町人ニ成ルヲ制シ玉ヒシ歟、左無ハ古ノ口分田ノ事ヲ取違ヘテ、其時分ノ學者ノ申タル事可成、田宅家財奴婢ハ賣買スル事古法也、田宅モ奴婢モ家財ナレバ貧ニナリテハ不賣シテ叶ザルコト也、口分田ト云ハ、古令ノ定ニテ、男子二十歳ニテ公分田ヲ賜リテ、六十一歳ニテ是ヲ返ス、口分田ハ公儀へ可返物成故、賣買スルコトナラズ、永業田ト云ハ、永ク其家ニ持傳ヘタル田也、是ハ賜タリト雖モ賣買スト云ヘリ、此法ヲ以テ見ル時ハ、百姓ノ田地ハ面々ニ金ヲ出シテ買タル物ナレバ、是ヲウルコト定タル道理也、夫ヲ賣セスト云事甚キ無理也、無理ナル法ヲ立ントスル故、或ハ讓リタル杯ト名ヲ付、或ハ借金ノ手形ヲ拵、種々ノ偽是ヨリ起ル、故ニ奉行モ僞ト知ナガラ、法ヲ立ン爲ニ是ヲ許スコトト成、畢竟ハ民ニ僞ヲ教ユルコトニ成也(八一) 前者は金融の實情から、後者は人性の理論から、田畠賣買を主張してゐる。しかし何れも商業資本の農村侵略から生じた現象の反映と見るこゝが出来てあらう。

(註七四)「經濟錄」卷九

(註七五)「同拾遺」

(註七六) 對馬侯が貿易に依つて有利なる地位にあつたことについて、對馬の陶山鈍翁は反對に考へた。「凡諸國知行を分るの制法、専ら其土地の分限によりて夫々祿をす、非常の備をなす皆其土地に生ずる物を以祿とす、我州の惡敷仕來にて、そのあしき仕來は一朝一夕の事にあらず」(對韓雜記)と云ふ。勿論これは米について云ひたる言葉ではあるが、全體として自給自足を本旨としてゐる鈍翁は貿易を有利と考へなかつた。例へば「財用問答」等を見よ。又對馬侯の儒官雨森芳洲も同様の意見を示してゐる。(雨森芳洲劄子)

(註七七) 「經濟錄拾遺」

(註七八) 同上。

(註七九) 三浦周行「法制史之研究」二五八頁。

(註八〇) 「民間省要」下篇卷之三。

(註八一) 「政談」卷四。

一一一

元祿の文化が生じたる幾多の社會問題、經濟問題中、最も重大なるものは貨幣問題と商人階級進出の問題とであつた。この二つの問題を結合し、かつ多くの人々の直接の對照として、物價問題はその中心となつた。従つて多くの經濟論が現實的となり、それ等の論者が直接關接それ等の問題に關係あるがために、一層議論に

生彩を與へた。そして徳川幕府の社會組織、經濟組織に存する矛盾は漸次に暴露されて來た。しかし未だその矛盾が實際現象に於いて幕府の基礎を破綻せしめ得なかつた如く、經濟論、社會論に於いても明白に認識されてゐない。

多くの論者は回顧的であり、保守的であつた。彼等の多くは理論の根柢と實狀の批判との間にかかりの隔りを示してゐながら、未だその矛盾に氣がつかかなかつたやうである。そしてその理論の根柢に於いては殆ど例外なく保守的であり、實踐的方面に於いてやゝ(しかも少數者が)進歩的な閃を示してゐるに過ぎない。それが吉宗の復古的(家康時代に戻る)政策とこれだけ相關的關係があつたかを嚴密に明かにすることは不可能である。しかしこの時代の社會經濟思想がすでに次ぎの時代に來たるべき重要問題を暗示してゐることは注意すべき點である。町人階級の發展に基く商人についての學者の批判はすでに徳川初期にも現れてゐる。されどこの時代ほど明白な具體的形態を採つてはゐない。諸侯及び農村の商業化、又それに伴ふ階級意識の發達についての評論はさらに後世の學者を俟たなければならなかつた。

正徳享保年間の社會經濟思想は後世の問題を提示し、しかもかくの如き問題を生ぜざるを得なかつた思想過程を示すものとして、甚だ大なる價值がある。春臺の「經濟錄」の如きは當時の經濟學に關する最も纏つた著述であり、又初期以來の經濟論(廣き意味の)を大成したものと見ることも出來よう。そしてその「經濟錄拾遺」は後世の經濟論の前提とも見得ないこともあるまい。又恰もこの時代に蘭學の解禁があつた。新井白石を始めとし、外國に對する新知識は、限られたものではあつたけれども、後年の新しい社會問題の遠き因をなしたものと云へるであらう。吉宗時代は幕府の中興時代と云はれる。しかし思想上に於いては未だ著しい反動的時代とは考へられない。單なる一の過渡期に過ぎなかつた。恐らく新しき町人經濟學が十分の發達を未だなしてゐなかつたからであらう。

ジョン・エリオット・ケアンズの經濟學方法論

濱田恒一

目次

- 序
- 一、ケアンズのコント論評
- 二、ケアンズのバスター論評
- 三、經濟學の論理的性質
- 四、經濟學方法論
- 五、經濟學方法史に關するケアンズの見解

序

ゾンバルトの見解に従ふ時、英國古典經濟學は所謂整齊經濟學に歸屬すると共に、更にその中に在つて、經濟的事象を客觀的勢力の運動より説明せんとする「客觀主義者」に分類される。

凡そ整齊經濟學に屬する者は皆「科學」を探究する。彼等はあるところのものを認識し、彼等の研究成果の普遍妥當性を求める。故に一切の形而上學的要素を拒否し、彼等の學問を呼ぶに「科學」の名